

お知らせ：キャリアコンサルタントの皆さんへ

訓練対応キャリアコンサルタントの要件及び訓練前キャリアコンサルティングの留意事項について

◎訓練対応キャリアコンサルタントの要件

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練のうち、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練（＝「特定一般教育訓練」）及び中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（＝「専門実践教育訓練」）を受講しそれに係る教育訓練給付金を受給することを希望する者（以下「受講希望者」と言います。）は、当該教育訓練を受講する前に、キャリアコンサルティング（訓練前キャリアコンサルティング）を受ける必要があります。

この訓練前キャリアコンサルティングの実施を通じて、適切な訓練の選択につながるよう支援をする役割を担うのが訓練対応キャリアコンサルタントです。

訓練対応キャリアコンサルタントの要件は、「キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの」（平成 26 年厚生労働省告示第 308 号）の規定により定められています。今般、同告示が改正され、従来規定されていた、特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人・団体の被雇用者や役員でない者という旨の要件が削除されました。これは、学び・学び直しの推進が重要となる中、そのニーズに応えることができるようにするとの趣旨によるものです。

これにより、令和 6 年 4 月 1 日より、訓練対応キャリアコンサルタントの要件は、以下のいずれの要件も満たす者とされました。

- 一 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の 3 のキャリアコンサルタントである者
- 二 厚生労働省人材開発統括官が委託して実施するキャリアコンサルティングに係る研修を受けている者

訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施するには、厚生労働省が委託して実施する「中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修」のうちの「訓練対応キャリアコンサルタント向け研修」を受講する必要があります。訓練対応キャリアコンサルタントとなることを希望するキャリアコンサルタントの方は、当該研修を受講してください（令和 6 年度は、4 月 12 日以降の受講申込受付開始を予定しています）。

なお、制度変更等に対応するため、当該研修は、少なくとも、キャリアコンサルタントとしての登録の有効期間である 5 年以内に改めて受講するようにしてください。

◎訓練前キャリアコンサルティングの実施に係る留意事項

(1) 雇用保険法施行規則の規定

上記の訓練対応キャリアコンサルタントの要件の改正により、特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人・団体に所属する（雇用され又はその役員である）キャリアコンサルタントも訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施できることとなりました。

ただし、当該要件の改正に併せて、以下のとおり、雇用保険法施行規則の改正により、キャリアコンサルティングの実施に係る留意事項が定められました。このため、既に上記の訓練対応キャリアコンサルタント向け研修を受講済みの方も含め、訓練対応キャリアコンサルタントとして訓練前キャリアコンサルティングを実施する際はこの留意事項を遵守することが必要です。

**【特定一般教育訓練受講予定者のキャリアコンサルティングについて】**

雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 11 の 2 第 5 項

担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、（中略）キャリアコンサルティングを実施するものとする。

- 一 特定一般教育訓練受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な特定一般教育訓練の選択を支援すること。
- 二 特定一般教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う特定一般教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

**【専門実践教育訓練受講予定者のキャリアコンサルティングについて】**

雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 12 第 8 項

担当キャリアコンサルタントは、次に掲げる事項に留意しつつ、（中略）キャリアコンサルティングを実施するものとする。

- 一 専門実践教育訓練受講予定者の中長期的なキャリア形成に資する適切な専門実践教育訓練の選択を支援すること。
- 二 専門実践教育訓練受講予定者に対し、自らが役員である又は自らを雇用する法人又は団体の行う専門実践教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

(2) 留意事項を遵守するための対応

訓練前キャリアコンサルティングにおいては、相談者の自己理解や仕事理解の促進を通じてキャリア・プランや目標の設定を支援し、その目標の達成に資する適切な教育訓練の選択を支援します。キャリアコンサルタント倫理綱領にもあるように、公正な態度を持って対応することはあらゆるキャリアコンサルティングにおいて求められることですが、訓練前キャリアコンサルティングにおいては特に誤解を招くことのないよう留意

が必要となります。

(参考) キャリアコンサルタント倫理綱領(特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会)  
(社会的信用の保持)

第3条 キャリアコンサルタントは、常に公正な態度をもって職責を果たし、専門職として、相談者、依頼主、他の分野・領域の専門家や関係者及び社会の信頼に応え、信用を保持しなければならない。

### (3) ジョブ・カードへの記載

ジョブ・カードのキャリア・プランシート(様式1-1、1-2)の「キャリアコンサルティング実施者の記入欄」にコメントを記載する際は、以下の記載例に倣い、従来どおりの中長期的なキャリア形成に資するかどうかにあつての記載に加えて、「雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した」と記載するようにしてください。当該記載内容については、受給資格確認の際にハローワーク職員が確認します。

上述の雇用保険法施行規則で定められた2点の留意事項のうち、1点目については教育訓練を実施する法人・団体への所属の有無などに関わらず遵守することを求められるものであり、その確認のために必要であることから、この「雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した」との記載は全ての訓練前キャリアコンサルティングにおいて必ず行ってください。

#### 【記載例】

「今まで経験したアルバイトなどの中で、興味を持った〇〇の分野への就業を希望していることが確認された。就業に必要な△△の資格取得のために、『□□講座』の受講が有効である。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

「本人の希望する就業条件に合致する求人が、就業を希望している地域に多数あり、就職可能性の観点から適当な職種を選択しているものと判断される。また、長期間の訓練の内容について理解しており、『〇〇コース』の受講に特段の支障はない。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

「自己理解はできており、自分のすすむべき方向性は定まっていたが、仕事についての理解が不足していたため、〇〇について情報を提供したところ、△△分野での就業を希望するに至つた。よつて、□□の資格取得のための訓練受講が適当である。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

「現在、〇〇業界において就業中であり、今後、△△を身につけ、キャリアアップをしていきたいとの目標を持っており、『□□講座』の受講を希望していることが確認された。

雇用保険法施行規則に規定する留意事項に沿つて実施した。」

なお、受講希望者は、教育訓練の受講前に訓練対応キャリアコンサルタントによるコメントを記載したジョブ・カードを含む必要書類をハローワークに提出し受給資格の確認を受ける必要がありますが、その期限は、令和6年4月1日より、受講開始14日前までと改正されています（従来は1か月前まで）。

#### （4）訓練前キャリアコンサルティングに係る留意事項についての説明、確認

上記（2）により、相談者の目標の達成に資する適切な教育訓練を相談者自身が主体的に選択するよう支援した上で、相談者が、訓練対応キャリアコンサルタントの所属先の行う教育訓練の受講を選択した場合、雇用保険法施行規則に定められた訓練前キャリアコンサルティングに係る留意事項について十分に説明するとともに、誤解が生じないように、不当な勧誘が行われなかったことについて確認し理解を得ておくことが特に重要となります。

その際、上記（3）のジョブ・カードへの記載とは別に、以下の例のような文書を手交するなどにより説明、確認を行うことが有効と考えられます。

この文書は、教育訓練給付金の受給に係る手続きの際に提出する必要はありません。ただし、相談者等から、訓練前キャリアコンサルティングにおいて、訓練対応キャリアコンサルタントから不当な勧誘を受けた等の申告を受け、調査が必要となった場合などには、事実関係の確認のために使用することとなる場合があります。

#### 【訓練前キャリアコンサルティングに関する説明・確認書（例）】

訓練前キャリアコンサルティングは、教育訓練給付金を受給して特定一般教育訓練または専門実践教育訓練を受講することを希望する方（受講予定者）が、適切な教育訓練を選択できるよう支援するものです。

訓練対応キャリアコンサルタントは、訓練前キャリアコンサルティングを行う際に、以下に留意するものとされています。

- ①受講予定者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する適切な教育訓練の選択を支援すること。
- ②訓練対応キャリアコンサルタントの所属先の行う教育訓練を受けるよう不当な勧誘を行わないこと。

今般、〔受講予定者氏名〕氏は、訓練対応キャリアコンサルタントの所属先の行う〔講座名〕の受講を希望することとなりましたが、以下の経緯のとおり、訓練対応キャリアコンサルタントは、受講予定者の経験や能力を踏まえたキャリア・プランの策定及びそれに沿った適切な講座を受講予定者自身が主体的に選択できるよう支援したものであり、当該講座を

受講するよう不当な勧誘は行っておりません。

(講座選択の経緯)

(例：受講予定者が取得を目指す資格に係る複数の講座から、受講スケジュール等を踏まえ、受講予定者自身が希望の講座を選択した。)

令和 年 月 日

訓練対応キャリアコンサルタント氏名 ( )

登録番号 ( )

所属先法人・団体名 ( )

#### (5) 留意事項が遵守されなかった場合の対応について

受講予定者からハローワーク等に対し不当な勧誘を受けたとの申出が行われるなど、雇用保険法施行規則に規定された留意事項を遵守せずに訓練前キャリアコンサルティングが行われた疑いが生じた場合などには、当該訓練前キャリアコンサルティングを実施した訓練対応キャリアコンサルタントやその所属先に対して、厚生労働省又は労働局からヒアリング等の調査を行うことがあります。調査の際には、(4)の説明・確認書や、相談記録を参照することがあります。